

京都市教育委員会教育長訓令甲第13号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条指導室の款第3号中「児童」を「幼児、児童」に改め、同款カリキュラム開発支援センターの項の後に次の1項を加える。

教員養成支援室

- (1) 京都教師塾その他教員養成の支援に係る事業の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 学生ボランティア及びインターンシップに関すること。
- (3) 教員養成に係る諸事業の推進支援に関すること。
- (4) 教員養成の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)